

## 第 17 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年10月25日、午後1時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第17回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席<br>番号 | 氏 名  | 議席<br>番号 | 氏 名  | 議席<br>番号 | 氏 名   |
|----------|------|----------|------|----------|-------|
| 1        | 小山 勉 | 2        | 三田照子 | 3        | 三田隆俊  |
| 4        | 藤生正浩 | 5        | 森山進平 | 6        | 遠藤茂太  |
| 7        | 河内義昭 | 8        | 星野雅彦 | 9        | 長谷川良光 |
| 10       | 亀田幸雄 | 11       | 仙田光男 | 12       | 桐生さとみ |
| 13       | 清水 茂 | 14       | 赤坂安一 | 15       | 本島一喜  |

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 中野昂洋、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

|    |   |
|----|---|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願について</p> <p>以上であります。</p> |
| 議長 | <p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第17回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p><b>【午後1時32分 開会】</b></p>   |
| 議長 | <p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>   |

次長  
議長

【事業概要報告】

次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 三田照子委員、14番 赤坂安一委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主任

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が5筆、面積が3,020㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が15件、筆数が20筆、面積が4,147.61㎡となっております。

合計いたしまして、件数が19件、筆数が25筆、面積が7,167.61㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

以上、報告いたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の7ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は名草下町地内の田、面積1,285㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため、経営規模を拡大したいで、譲渡

理由は、高齢のため、経営規模を縮小したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

7ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は川崎町地内の畑、面積952㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため、取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、体調不良の上、後継者がいないため離農したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 遠藤委員。

6番

6番 遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年10月16日、火曜日、午前8時30分から、調査班は私を班長といたしまして、長谷川職務代理、河内委員、亀田委員、仙田委員の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請地の自作地の現地確認については、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅および自作地に近接しており、耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番を上程いたします。  
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番 亀田です。  
実情調査の結果を報告いたします。  
調査年月日は1番と同様です。  
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。  
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請地の自作地の現地確認については、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきます。  
申請地は譲受人の自宅に近く、耕作をするのに利便性が良いため、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。  
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。  
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。  
続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開き下さい。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
1番、申請地は葉鹿町地内の畑、面積560㎡ほか1筆、計851㎡です。  
施設の概要は、太陽光発電設備用地で、太陽光パネル180枚を295㎡に設置する予定です。  
申請理由は、記載のとおりでございます。農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。  
続きまして、議案書の35ページをお開きください。1番の調査書となっております。  
調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。

また36ページに位置図と公図、37ページに土地利用計画図を載せてご  
ざいますのでご覧いただきたいと思います。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

ないようですので、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを  
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の9ページをお開き下さい。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明  
いたします。

1番、申請地は大沼田町地内の田、面積1,983㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農  
地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネル  
ギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の38ページをご覧下さい。1番の調査書となっております。  
調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が39ページから43ページに載せてありますので  
ご覧いただきたいと思います。

41ページをお開きください。差し替えとなった土地利用計画図でござい  
ます。当初なかったわけですが、調査会の中で指摘がなされたことを  
受けまして、敷地の中央に2本の集水溝を設けて、そこに雨水をためて地下に  
浸透させるという計画に変更となりました。また、周囲の畔に20cm盛土をい  
たしまして、周辺への排水を防止する計画となっております。

また42ページの①の資料をご覧いただきたいと思います。確認書と確約  
書が提出されておりました、現状の取水の流れは維持するよう十分注意して  
施工いたしますということで、申請者また水利組合の組合長の同意もついて  
提出がされておりますので、ご報告いたします。

それでは、議案書の9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,613㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル360枚を601.20  
㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農  
地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネル  
ギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が45ページから49ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

48-①のページをご覧ください。こちらが太陽光発電効率比較対象図というものです。

①が今回の申請地の配置図となります。その右側の③がこのあと説明いたします7番の申請地の図面となっております。①と③を比べますとかなりパネルの配置に差があるということで、必要性にやや疑義があるのではないかと調査会で問題になりまして、本図面が提出された訳でございます。

申請人の主張といたしまして、その下の②が理想的なパネルの配置図であるということございまして、この②には及ばないものの、①、③いずれも土地の形状に合わせた、比較的適当な配置であるという説明がありましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは議案書の9ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は月谷町地内の田、面積101㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟で延べ床面積130.01㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の贈与、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-14、線引き前親族のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに譲渡人と譲受人は親子でございます。また、記載が漏れており、申し訳ありませんが、隣接する宅地105.86㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の50ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は田島町地内の田、現況 畑、面積346㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟、延べ床面積109.71㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の52ページをご覧ください。4番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図

と公図が載せてあります。

議案書の10ページをお開きください。

5番、申請地は川崎町地内の畑、面積289㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟で、延べ床面積107.57㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子です。

続きまして、議案書の56ページをご覧ください。5番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は川崎町地内の畑、面積365㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積197.92㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子です。

続きまして、議案書の56ページをご覧ください。6番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは議案書の10ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は寺岡町地内の畑、面積866㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル360枚を601.20㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の58ページをご覧ください。7番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。59ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の11ページをお開きください。

続きまして8番、申請地は奥戸町地内の畑、面積584㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル193枚を317.41㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の61ページをご覧ください。8番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。62ページに位置図と公図、63ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

それでは議案書の11ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は小俣町地内の畑、面積278㎡ほか1筆、計375㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延べ床面積119.25㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子です。

続きまして、議案書の64ページをご覧ください。9番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは議案書の11ページにお戻りください。

続きまして10番、申請地は島田町地内の畑、面積1.97㎡ほか1筆、計398.97㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟で延べ床面積109.30㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考として、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子です。

続きまして、議案書の66ページをご覧ください。10番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は百頭町地内の田、現況 畑、面積309㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積113.30㎡を建設するもので



す。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅でございます。

続きまして、議案書の68ページをご覧ください。11番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の11ページにお戻り下さい。

続きまして12番、申請地は羽刈町地内の畑、現況 田、面積681㎡です。施設の概要は駐車場用地です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地有無 無です。

続きまして、議案書の70ページをご覧ください。12番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。71ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の38ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力125.40キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数440枚が設置できる、1,983㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、自社を有する足利市内において規模拡大を図るため、近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができ、市道沿い

の土地であり電柱を有する等の条件の土地を数ヶ所検討し、面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、架台の高さは約2 mを計画しメンテナンス時の車両の進入は南側の公道を使用し、車両は申請地敷地内に駐車する事とし、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定していますが、農耕機等の往来に支障の無いよう境界より0.5 m内側に設置する事も確認しました。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、年3回除草作業を行うとの事で周辺農地等への影響はないものと思われま

す。なお、申請地は水路に囲まれているため、水の流れを阻害しないことと雨水浸透に際しては砕石敷として浸透性の集水溝を設け処理をし、周辺農地への砕石等の流出を防ぐ対策をすることも地元水利組合と協議を済ませていることも確認しています。

転用に係る事業資金は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

申請地は東西北側を水路に囲まれ南側は公道になります。

結論として、申請地は、大沼田町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

調査会で審査した案件ですが、当初雨水は自然浸透ということでしたが、どう見ても今の時期に水が湧き出てくるような田であるため、自然浸透で大丈夫なのかという質疑がありました。絶対に浸み込まないようなという案件に対して、施主のほうからは、その対策として浸透柵等を設けるという対策をとられてきたというのは真摯な態度かと思えます。

図面を見ると、20 cmの砕石、さらに周りに20 cmの盛土というか、下の田からすると、40 cmの高さがあるものに対して、先ほどの報告では、砕石がこぼれ落ちないような対策を取りますとのことで、言うことはいいことですが、注視をして工事過程を見ていかないと、今後自然浸透しないような土地の案件が出てきたときに、許可せざるを得ないときに見過ごす大変なことになるのではないかという案件でした。

今後、これがどういう効果を生むのか、ひとつの事例になると思うので注視していく必要があるだろうなと感じました。

許可に対しては、異議ありません。

議長

ほかに何かございますか。それでは、本件を許可することにご異議ございま

せんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の44ページをご覧ください。

今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力102.60キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数360枚が設置できる、1,613㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、自社を有する足利市内において規模拡大を図るため、近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができ、市道沿いの土地であり電柱を有する等の条件の土地を数ヶ所検討し、面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は公道、西側は畑、南側は公道と畑、北側は畑と太陽光発電設備用地として転用済地です。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、架台の高さは約2mを計画し、メンテナンス時の車両の進入は南側の公道を使用し、車両は申請地敷地内に駐車する事とし、周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機等の往来に支障とならないよう当初は境界から0.5m内側に自主的に後退する計画でしたが、元々幅員の狭い公道のため、ある程度余裕を持った自主後退のお願いもしました。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、年3回除草作業を行うとの事で周辺農地等への影響はないものと思われま

す。転用に係る事業資金は土地購入費を含め、全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

結論としまして、申請地は、寺岡町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしてい

ることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて3番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、3番から12番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任 議案書の12ページをお開き下さい。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

平成30年10月31日公告分であります。

議案書の13ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。

貸借権設定が、48件で面積121,528㎡です。

続きまして、所有権移転は2件で2,883㎡です。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が14ページから24ページに記載されておりますのでご覧ください。

25ページをお開きください。

続きまして所有権移転ですが、1番、売買を行う土地は、駒場町地内の田、面積は1,661㎡です。売買価格は総額で50万円です。

続きまして2番、売買を行う土地は、多田木町地内の田、面積は1,222㎡です。売買価格は総額で75万円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも10月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番から8番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午後2時27分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番から8番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員、本島委員の出席を求めます。

【午後2時28分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の9番を上程いたします。

本件は運営委員会が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 運営委員長は森山です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、高瀬龍人氏からの新規就農の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、平成30年10月16日、火曜日、午後1時40分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で南米原産の観葉植物であるエアープランツの販売を中心とした個人商店の経営を行っており、今年3月に市内で喫茶店を兼ねた事務所を開設し栽培に取り組んできたが、手狭になったため、ハウスを探し求めたところ申請地が見つかり、条件も良いため借り受け、栽培の拡大を図りたいとのことでした。半年以内に売り上げを3倍に伸ばしたい、栽培技術はまだ手探り中であるが確立に向け努力したいという話を聞くことができ、営農に向けた強い意欲を確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただ今、報告のありました本件について、意見を求めます。

主幹 議長よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

主幹 ただ今の新規就農について、資料の添付が漏れておりましたので、ご用意いたしますので、お時間をいただければと思います。

議長 わかりました。

それでは、準備の間に9番以降の案件審議を進めたいと思います。

では、貸借権設定の10番から48番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

星野委員

8番 8番 星野です。

24番の案件ですが、10aあたり53,800円とありますが、田での使

用だとすると高額だと思います。ほかに使用用途があるのかどうか、確認したいのですが、お願いいたします。

議長 事務局お願いします。

主任 利用権申出書には、この通り記載があったのですが、借り手の代表に確認したところ、田ではなくハウスとして使用するとのことで、この金額だということでした。

9番 訂正が間に合わず、申し訳ございませんでした。

主任 では、利用目的のところをハウスに変えればいいですね。

議長 はい、田からハウスに訂正をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。それでは、本件は計画のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の10番から48番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

議長 続いて議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主幹 議案書26ページををお開き下さい。

議長 議案第5号 相続税納税猶予適格証明願について、ご説明します。

議長 これは農業の継続を交換条件とする、相続税の納税の猶予の申し出に添付する証明を交付するものでございます。

議長 1番、特例適用農地の所在地は、常見町地内の農地、地目は畑、面積828㎡のうち818.56㎡ほか3筆、計3,157.56㎡です。

議長 相続人は被相続人の子であります。相続開始は平成30年1月13日です。現地在農地であることは10月15日に清水委員と事務局とで確認しております。

議長 以上、よろしくご審議をお願いします。

議長 本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件は適格者証明を交付することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

議長 資料が準備できるまで、暫時休憩といたします。

議長 【午後2時37分 休憩】

議長 休憩全に引き続き、議事を再開いたします。

議長 【午後2時40分 再開】

議長 それでは、貸借権設定の9番について、説明を事務局からお願いいたします。

主幹 大変失礼をいたしました。

追加資料1ページの左側をご覧ください。運営委員会での説明資料でございます。

申請人は記載のとおりで、申請地は県町のハウスでございます。5, 209㎡のうち2, 332㎡です。

権利の設定の内容が、基盤法による利用権設定10年間ということでございます。申請理由は申請地をかりて、エアープランツ、南米原産の観葉植物を栽培したいということでございました。

右側は、営農計画書となっております。裏面も営農計画書の続きとなっております。3ページから8ページまで本人が作成した事業計画書で、8ページの右側にはエアープランツの写真が載せてございます。手のひらに乗るような、根のない観葉植物ということで、霧吹きで育てることができるということでございます。9ページに現在経営しているカフェの様子が載っております。こちらの店内が手狭になったため、ハウスを借りて栽培をしたいということでございます。9ページの裏に利用権設定の申出の写し、10ページにハウスの位置図がついてございます。

資料の説明については以上でございます。大変失礼をいたしました。

議長 ただいま説明のあった、本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の9番そのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の27ページをお開きください。

報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は福富町地内の田、現況 宅地、面積45㎡です。

願出の理由は、記載のとおりでございます。受付の日付は平成30年9月28日、処理の日付は同じく10月5日です。現地確認は事務局と星野委員で行っております。

以上です。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第17回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後2時45分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年11月25日

足利市農業委員会

2番委員

14番委員